





























持統天皇が即位した。そして690年1月1日、





都城の整備を進めた。 689年4月13日、皇太子草壁皇子死去。 6月、浄御原令が施行され、唐に倣った としず。まで



励んでいます。 ったがら

方ですから。
本などもないがん。
のですからの事にもいずん。
のでは、ないずん。
のでは、ないずん。
のでは、ないでん。
のでは、ないでん。
のでは、ないでん。
のでは、ないでん。
のでは、ないでん。
のでは、ないでん。
のでは、ないともま



※2 持統3 (689) 年に9人が任命された





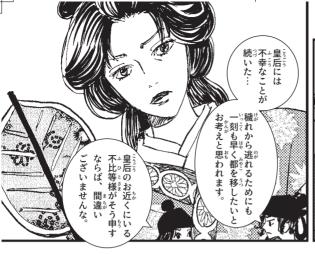








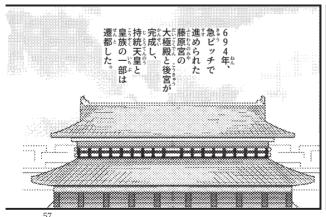




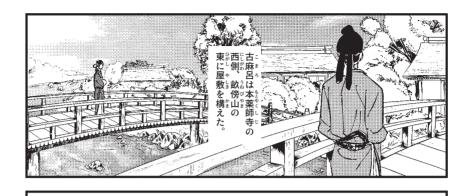
























これまで、 きまっ律(刑法)た を考にそれぞれ を表すにそれぞれ

おりましたが、

処罰は

どのように

おるのか? なって







報告も受けて **差があるような** 都と地方で

おります。

・683 年頃につくられた銭貨(せんか=硬貨)

※2 貨幣をつくるために設けられた役所

























ことがある。

働いておる? おおおは今、 はどこで









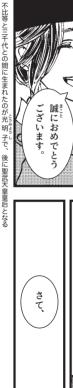


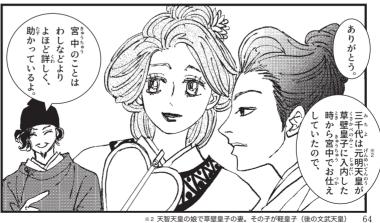




























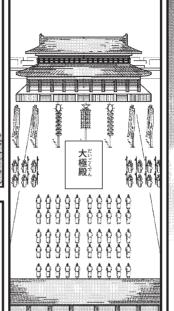












文武天皇4

7000

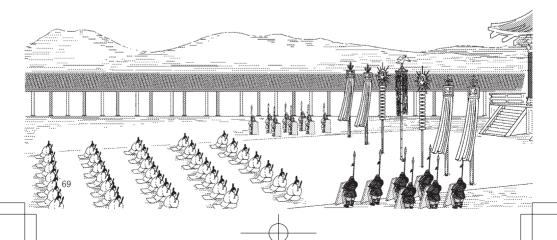
年²² 3 月







æ





担当者の責任ですから問違いがあったら

これは帝からの命令です。そのつもりで。



是非、お願い

します。

はあ。

でも、説明

高官の方々。

結構です。



※- 古代日本の律令制での地方行政上の地域区分

キー七道ごとに担当者を決め、 3年以内に地方の役人でも 3年以内に地方の役人でも かるような説明を

してくるように。























このメンバーが朝政に参議として加わることになった背景には、古麻呂をはじめ文武天皇の覚えめでたいこの5人を不比等が自らの配下として加えることで、文武天皇の不比等に対する信任を得ようとした



きかめる とまれ、 ともので をいいたします。 お願いいたします。 お願いいたします。 おでなると かがる をものででした。 でものででした。 からのでではないた。

集めています。

お願いします。 あれば、是非、 ものでよいものが

かりました。

75

また、

仏に関わる



不比等に従わなかったため、真人は702 年6月に唐へ向けて再び遣唐執節使として唐に向けて派遣された